



に聴く
弁護士 森 美穂
51



セクハラ被害申告後の対応

(1) 財務省の事務官トツブが、記者に対するセクハラ（セクシユアル・ハラスメント）疑惑で辞任しました。この件では、記者の被害申告を受けた使用者（報道機関）の対応も問題とされています。

(2) 新聞輸送事件（東京地裁平成22年10月29日判決）は、セクハラ行為への事後対応が不適切であつたとして、会社がセクハラ行為者の上司に対し針」では、セクハラの相談申出があつた場合に、
① 事実関係を迅速かつ正確に確認すること、
② セクハラが確認できた場合は、行為者及び被害者に対する措置を適正に行うこと、を求めており、こ

れに沿つた対応ができるいたかが、今後、法的問題として問われる可能性もあります。

X₂はZから、「勤務終了後に他の同僚とともに飲食をしてカラオケ店に行つた後、酒に酔い嘔吐したのを見たX₁からタクシーでの帰宅を勧められ、同乗したX₁にタクシー内でスカートをまくられ、「とセクハラ被害の申告を受けました。

た。
X₂はZから、「勤務終了後に他の同僚とともに飲食をしてカラオケ店に行つた後、酒に酔い嘔吐したのを見たX₁から電話でかけたに過ぎない段階で、安易に「嘔吐物がタクシの座席に付きそつたからスカートの裾を指でつまんで引つ張り上げただけだ」というX₁の説明を真実と信じ、被害申告事実はZの誤解と判断した。X₂が負っていた職責に照らして判断に至る調査方法が不適切、調査内容も不十分であり、その判断姿勢も、公平、中立さに欠けるとの評価を免れない。

② X₂の判断に対してもY社は降格処分をしたことから、X₂はその有効性を争つたのです。裁判所は、X₁の行為はセクハラ行為に該当するとしたうえで、X₂に関するところ、X₁と直接面談する場を設定したり、Zに対しても、「X₁は君に好意を持つていいようだ。セクハラとい

X₂のその後の対応に対して、Y社は降格処分をしたところから、X₂はその有効性を争つたのです。裁判所は、X₁の行為はセクハラ行為に該当するとしたうえで、X₂に関するところ、X₁と直接面談する場を設定したり、Zに対しても、「X₁は君に好意を持つていいようだ。セクハラとい



（森法律事務所所長、愛知労働局紛争調整委員）

イラスト・源 安孝